

しない させない 許さない 飲酒運転根絶

飲酒運転根絶活動の合言葉「しない、させない、許さない」のとおり、飲酒運転はしても、させても、(することを)許してもいけない重大な違反行為です。

町では5年前の平成26年3月に県内の他市町に先駆けて飲酒運転根絶条例を施行しました。現在では近隣の市町でも根絶条例が施行され、飲酒運転根絶の輪は着実に広がっています。全国的にも飲酒運転の根絶を目指して多くの団体が啓発活動を行っていますが、飲酒運転に関連する事故の件数は減少傾向にあるものの、いまだに根絶にはいたっていません。

飲酒運転根絶条例には「町民の責務」として、飲酒運転が重大事故の原因となることを自覚し、根絶するための取り組みに努めるという条文があります。「少しだけなら問題ない」「自分だけは大丈夫」といった気持ちで飲酒運転の危険性を軽視することがないように、飲酒運転の怖さや、罰則について家庭などで改めて話し合ってください。



▲平成29年2月3日に行われた飲酒運転根絶決起大会



▲飲酒運転根絶パレード

運転手の罰則		
酒酔い運転	罰 則	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しの対象となります
酒気帯び運転	罰 則	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しや停止処分の対象となります

飲酒運転同乗者の罰則		
運転手が酒酔い運転だった場合	罰 則	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しや停止処分の対象となります
運転手が酒気帯び運転だった場合	罰 則	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しや停止処分の対象となります

車両の提供者の罰則		
運転手が酒酔い運転だった場合	罰 則	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しや停止処分の対象となります
運転手が酒気帯び運転だった場合	罰 則	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しや停止処分の対象となります

酒類の提供者の罰則		
運転手が酒酔い運転だった場合	罰 則	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しや停止処分の対象となります
運転手が酒気帯び運転だった場合	罰 則	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
	行政処分	免許取り消しや停止処分の対象となります

■ 問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)